# アメリカ教育学会第33回大会発表要旨

開催期日:2021年10月23日(土)

開催形式:Zoom オンライン

担当校:



The 33<sup>rd</sup> Annual Conference of Japan Association of American Educational Studies

アメリカ教育学会 第33回大会準備委員会

Tel: 03-3238-4366 (直通)

Email: jaaes2021@gmail.com

## ◇ 大会日程 ◇

1. 会期:2021(令和3)年10月23日(土)(理事会:10月22日(金)17:00-19:00)

時間	開催內容
10:00~12:30	自由研究発表 1 (ミーティング ID: 950 7798 3561 パスコード: session1)
	自由研究発表 2(ミーティング ID:933 0442 4157 パスコード:session2)
12:30~13:30	昼食休憩(シンポジウム関係者の打ち合わせ)
13:30~16:20	公開シンポジウム(ミーティング ID:984 8589 3390 パスコード:symposium)
16:30~17:15	総会(ミーティング ID:937 8394 3383 パスコード:gnrlmtng)
17:30~18:30	情報交換会(ミーティング ID:969 1071 2649 パスコード:post-cnfrc)

## 2. 学会費:

会費未納の方は、必ず事前に年会費(正会員6,000円、学生会員5,000円)を納めてください。

## 3. 大会参加費:無料

## 4. 事前申込のお願い:

すでに学会事務局からメールでお知らせしておりますように、「大会参加事前申込用フォーム」(下記 URL)から事前にお申し込みをお願いいたします。

https://forms.gle/5TyQPEVsUUjti5ZH9

## 5. その他

- (a) 『発表要旨集録』は大会前日までに、事前申込をされた参加者宛にのみメール添付 pdf ファイルで 送付され、紙媒体での印刷配布はございません。
- (b) 例年と異なり、オンライン開催であることに鑑みて、公開シンポジウムと総会の順番を入れ替えて おります。
- (c) 情報交換会も、Zoom オンラインで実施します。各自お好みの飲み物をご用意いただき、気軽な交流の機会としてご利用いただき、会員相互の親睦や学会における研究課題の共有に生かせればと存じます。適宜、ブレイクアウトセッションを設けることも視野に収めております。ふるってご参加ください。

## (d) 参加に際してのお願い

- ◇ できる限り静かでネットワークが安定している環境でご参加下さい。
- ◆ Zoom のアップデートをご確認の上、最新版をご用意下さい。
- ◆ 会場には、各プログラム開始時間の 10 分前から入室可能です。
- ◆ 入室に際し、Zoom の名前表示を必ず「氏名(所属)」としてください。名前表示の変更の仕方は「Zoom の名前変更の方法」で検索エンジンにかけていただくと方法を紹介したサイトが見つかるはずです。
  - (例) 上智希(上智大学) 上智未来(上智大学大学院)
- ◆ 原則として、Zoom の操作等に関しては、司会や大会校・学会事務局では一切サポートできませんので、事前に十分各自でご確認ください。
- ◆ 登壇者以外の一般参加者は、入室されたらカメラは「ビデオ停止」、マイクは「ミュート」にしてください。
- ◆ 進行に支障があると判断される場合は、ホストがマイクミュートやミーティングの終了等の操作を行う場合があります。あらかじめご了承下さい。
- ◆ スクリーンショットも含め、録音・録画は一切ご遠慮ください。なお、大会記録の作成のため、 学会事務局において、Zoom のレコーディング機能を用いた録音・録画を行います。あらかじめ ご了承ください。

## ◇ 自由研究発表 1 10月23日(土)10:00~12:30

https://sophia-ac-jp.zoom.us/j/95077983561

ミーティング ID: 950 7798 3561 パスコード: session1

【司会】末藤美津子(名古屋経営短期大学)・矢野裕俊(武庫川女子大学)

- ・10:00~10:05 開会
- ・10:05~10:30 実存葛藤理論の提唱―自己概念発達を促す矯正教育カリキュラムの開発に向けて 杉本泰聖(マイアミ大学大学院)
- ・10:30~10:55 サラ・スティッツレインの市民性教育論 —「ディセント(dissent)」概念に着目して— 渡部裕哉(東京大学大学院)
- ・10:55~11:20 メキシコからの越境児童と国境を越える教員研修

市川 桂(東京海洋大学)

・11:20~11:45 19-20 世紀転換期における国旗掲揚儀式の普及とその機能転換

宮本健市郎 (関西学院大学)

・11:45~12:30 全体討議・総括

## 実存葛藤理論の提唱

## 自己概念の再発達を促す矯正教育カリキュラムの作成に向けて

杉本泰聖(マイアミ大学大学院・院生)

#### 1. 実存葛藤理論の提唱

かつて Fanon(1967)は、被植民者は自身が白人であると信じながら、植民者が彼を黒人と見なしていることをいつしか知り、自己イメージ葛藤に苛まれるようになると論じた (1)。 同議論を非行の説明に応用したのが実存葛藤理論である。人権概念が人口に膾炙した現代米国社会では、人種・民族的マイノリティの青年は被差別経験を通じて、差別なき社会の一員という自己像と被差別者という自己像との間で、「自分は何者か」という、自己概念を巡る葛藤を抱えざるを得ない。彼は2層の意識を発達させ葛藤に対処する。意識の表層では、彼は差別的扱いを受け流し差別の実存的意味を深く考えないようにしている。しかし、意識の深層では自己の核心に迫る葛藤が生じている (2)。実存的葛藤は、彼の精神を徐々に消耗させ、彼自身が社会から遠ざかるよう働きかけ、深刻なケースでは非行に至る (Mead 1934) (3)。

## 2. 自己概念の再発達を促す矯正教育カリキュラムの提案

自己概念を巡る葛藤が青年を非行へと追いやったのであれば、この葛藤の克服のため、彼は肯定的で安定した自己概念を再発達させる必要がある。自己概念の再発達を促す矯正教育カリキュラムの開発・実践が、非行問題の一解決策である。新しい矯正教育カリキュラムは、少年院等の矯正施設において、9ヶ月間、7段階を順に進めていくよう構成される。7段階は心身回復期から始まり、自己省察期、家族考察期、友人・学校教師考察期、コミュニティ考察期、マクロ社会考察期を経て社会復帰準備期で終了する。自身の非行や被害者について青年は自ら考えているが、集中的に取り組むのはコミュニティ考察期終盤が適切であろう。

具体的には、青年は疲弊した心を休めたのち、自己省察に取りかかる。人生の回顧に伴う感情の再経験を通じて、彼は豊かな感性を取り戻していく。自身の心の豊かさを認識することは自己確証のよすがとなり、共感性の基礎ともなる。次いで自身の家族について振り返る。家族の心に思いを馳せ、彼は自身が家族や周囲の人々との関わりの中で生きているのだという感覚を強めていく。その後、友人、学校教師、コミュニティ、一般社会について、思索を進める。豊かな感性、他者共感性に、社会的知識が加わったとき、青年は社会性を獲得する。

自己を関係性の中に位置づける作業を青年が自ら行うよう、教師は適時促す。自分は社会のどこに立っているのか、どう在りたいのか、いかなる社会関係を望むのか等の諸点について認識を深めることにより、人は積極的に人生を開くことができる(Murphy, et al. 2018)。矯正教育の主役は青年自身である(Montessori 1912)。彼の存在を信じる教師も、重要な役割を果たす。落ち着いた環境で安心感を得て初めて、青年は摩耗した心を修復することができる。思索や教師との対話を通じ、彼は瑞々しい感性を甦らせ、自律性を高めていく。

#### 注

(1) Du Bois (1903) はアフリカ系アメリカ人の2重意識を論じたが、自己概念葛藤の図式及び差別問題への対応について Fanon と見解が異なる。Fanon は、マルティニーク人の抱える「植民者」と「被植民者」という2つの自己概念間の葛藤を描く。人々は葛藤を乗り越え

「全的人間」という概念に至り、社会変革に参画すべきだという。Du Bois は、白人が投げかける「劣った存在である黒人」、アフリカ系アメリカ人自身が抱く「かけがえのない存在である黒人」の2つの自己概念間の葛藤を論じる。アフリカ系アメリカ人は後者を基に「独自の歴史・文化を有する黒人」という意識を高め、米国社会発展に寄与すべきだという。被差別者の自己概念葛藤及び志向すべき自己概念の在りようについて、検討が求められる。

- (2) Laing (1960) は、精神疾患を有するとされる者は実は社会的抑圧への抵抗者なのだと論じる。抑圧が顕在化しない状況では彼は穏やかな(=しらふの)様子を示す。抑圧が顕在化する特定状況において彼は「症状」を呈し、「被抑圧者」のラベリングをかわしつつ抑圧に抵抗する。被抑圧者の2層の意識に関する同議論は本発表と関係があるが、発表者の調査によれば、人種・民族的マイノリティの青年は、差別的扱いを軽く受け流し日々をやり過ごしている。独りになり深く自己を顧みた(=しらふの)とき、彼は偏見・差別と正対する。非行は、マクロ社会のもたらす長期的葛藤(Kleinman、et al. 1997)に耐え切れなくなった青年の、最後の一しばしば彼を一層不利な状況に追いやる一抵抗である(Mita 1992)。
- (3) 本発表は、発表者が2019年マイアミ大学社会学部に提出した修士論文に基づく。同論文、本発表は男子青年を対象としている。非行に至る社会的経路は性別により一部異なると考えられ(Miller 2008)、女子非行研究は喫緊の課題である。また、本発表は非行問題の解決策編であるが、2021年アメリカ犯罪学会大会では実存葛藤理論を紹介する予定である。

## 参考文献

Du Bois, William E. B. 1903. *The Souls of Black Folk*. IL: A.C. McClurg & Co.

Fanon, Frantz. 1967. Black Skin, White Masks, translated by C. L. Markmann. NY: Grove Press.

Kleinman, Arthur V. Das, and M. Lock. 1997. "Introduction." Pp. ix-xxvii in *Social Suffering*, edited by A. Kleinman, V. Das, and M. Lock. CA: University of California Press.

Laing, Robert. 1960. The Divided Self: An Existential Study in Sanity and Madness. UK: Tavistock Publications.

Mead, George H. 1934. *Mind, Self, and Society: From the Standpoint of a Social Behaviorist*. IL: University of Chicago Press.

Miller, Jody. 2008. *Getting Played: African American Girls, Urban Inequality, and Gendered Violence*. NY: New York University Press.

Mita, Munesuke. 1992. "Hell of Eyes: A Case Study of an Alienated Youth." Pp. 426-458 in *Social Psychology of Modern Japan*, translated by S. Suroway. UK: Kegan Paul International.

Montessori, Maria. 1912. *The Montessori Methods*, translated by A. E. George. NY: Frederick A. Stokes Company.

Murphy, John W., Berkeley A. Franz, and Christian Schlaerth. 2018. "The Role of Reflection in Narrative Medicine." *Journal of Medical Education and Curricular Development* 5. Retrieved August 6, 2018 (https://journals.sagepub.com/doi/full/10.1177/2382120518785301).

# サラ・スティッツレインの市民性教育論 - 「ディセント (dissent)」概念に着目して-

渡部 裕哉 (東京大学大学院)

本報告では、アメリカ合衆国の教育哲学者サラ・スティッツレイン(Sarah M. Stitzlein)の市民性教育論について、その中核にある「ディセント(dissent)」概念(Stitzlein, 2014)に着目して分析することを通して、近年のアメリカで一定の影響力をもつ熟議民主主義(deliberative democracy)の政治思想に立脚した市民性教育論(Hess, 2009; Hess and McAvoy, 2015 など)を批判的に検討する視座を得ることを目的とする。

1990 年代以降、欧米の政治思想の領域では熟議民主主義と呼ばれる思潮が影響力を高め た。論者によりその思想は多様であるが、市民の間での理性的な対話を通じてなされた意思 決定に正統性を見出す点に共通した特徴がある。政治思想における潮流の変化は民主主義の 実現を目指すうえで重要なアクターの一つとなる学校教育の領域における理論や実践にも 影響を与えた。なかでも、教育学者のダイアナ・ヘス (Diana Hess) は、エイミー・ガット マン(Amy Gutmann)の政治思想に依拠しながら、熟議のプロセスを組み込んだ教育実践の 可能性をケーススタディによって明らかにしている (Hess and McAvoy, 2015)。 へスの理 論や実践には、現実の論争的な問題を題材とした教室内での対話によって民主主義を実践す る (do democracy) ことにより、生徒の学習への参加や政治参加を促し実際の社会変革へも つながる可能性がみられるという点で教育的・社会的な意義があるといえる(渡部、2021)。 これに対し、教育学者のリサ・シベット (Lisa Sibbett) は、社会の構造的な不公正を是 正することへの志向性がより高い批判的教育学 (critical pedagogy) の立場から、ヘスの ケーススタディにおいて取り上げられている実践において、特定の生徒、特にマイノリティ の生徒の存在や声が排除されていることを問題として取り上げる(Sibbett, 2016)。その 上で、ヘスらに代表される伝統的な市民性教育のアプローチ (critical thinking approach) が、理性的・合理的な政治主体の育成を目指す一方で、そこでの合理性という概念がマジョ リティ(西洋的・男性的)の価値観を多分に反映したものとなっていることを批判している。 一方で、シベットは、自身が立脚する批判的教育学の立場もまた急進派(leftist)の政治 信条に基づく特定の価値観の教化(indoctrination)という課題を抱えており、実践への適 応が困難であることを指摘する。すなわち、両者は異なるアプローチをとりながらも、とも に既存の社会の変革(transformation)を志向する一方で特定の価値観の正統化や教化に帰 結するという共通の意義と課題を抱えているのである。

この課題の克服を目指すうえで、シベットが着目するのが「変革的批判性」(transformative criticality)という第三のアプローチであり、彼女はその典型例としてスティッツレインの市民性教育論を評価する。スティッツレインは現在シンシナティ大学の教授であり、教育哲学を専門として、政治的主体性の問題や民主主義のための教育、学校における公正などの問題に取り組んできた。彼女の市民性教育論の核となるのが「ディセント(dissent)」という概念である(Stitzlein, 2014)。ここで、ディセントとは大きく「意義を申し立てること・反対意見を述べること」を意味する概念であり、アメリカ建国以来の

歴史・政治思想の伝統(統治は被治者の同意に基づくこと)や、プラグマティズムの教育思想に立脚するものである。彼女は、このディセントが現在のアメリカでは、他者の自由を害しない限りにおいて意見の表明に際して国家からの制限は受けないという、いわば消極的な権利として位置付けられていることを問題視し、ディセントをより積極的な権利として再定義すべきであることを主張する。すなわち彼女は、ディセントにかかわる知識や能力は、学校という公的機関が主に市民性教育の場を通して、すべての子どもに対して権利として保障すべきものであるとして、この概念をより積極的に意味づけているのである。スティッツレインは、ディセントの資質や態度をすべての子どもたちに保障することにより、アメリカの民主主義を将来に渡り健全で強固なものとすることを主張している。

スティッツレインが提起するディセント概念やその位置づけの独自性は、これと同様の志向性を持つ概念であるフランスの政治哲学者ジャック・ランシエール(Jacques Rancière)が唱える「ディセンサス」(dissensus:非一合意)の概念との比較を通して一層鮮明となる。両者は、合意形成のプロセスに伴う問題性を議論の俎上にあげる点で共通する志向性をもつが、ランシエールにおいてディセンサスが合意形成を目指すプロセスとは排他的な別の位相で語られ、より感性的な次元でとらえられている(村松ほか、2017)のに対し、スティッツレインのディセンサス概念は歴史的な権利として具体的に規定され、それを制度的に保障することが志向されており、かつ合意形成を志向するプロセスに対して補完的な視点を提供するものとなっているといえる。スティッツレインが提起するディセント概念と学校教育を通したその権利としての保障は、昨今影響力のある熟議民主主義に基づく市民性教育論が前提とする合意形成を志向したプロセスで生じる構造的な排除といった課題に対して、異議の申し立てに積極的な価値を見出す学校空間やカリキュラム・教育方法を提起することによって、新たな視座を提供するものとなっている。

## 引用文献

- Hess, D. E. (2009). *Controversy in the classroom: The democratic power of discussion*. New York, NY: Routledge.
- Hess, D. E., & McAvoy, P. (2015). *The Political Classroom: Evidence and Ethics in Democratic Education*. New York, NY: Routledge.
- Sibbett, L. A. (2016). Toward a transformative criticality for democratic citizenship education, *Democracy and Education*, 24(2), pp. 1-11.
- Stitzlein, S. M. (2014). *Teaching for Dissent Citizenship Education and Political Activism*, Boulder, CO: Paradigm.
- 村松灯、田中智輝、岩下尚史(2017)「ラディカル・デモクラシーからみた論争問題学習の 意義-J. ランシエールにおけるディセンサスの政治性に着目して-」『東京大学大学院 教育学研究科紀要』(56), pp. 223-232.
- 渡部裕哉 (2021) 「ダイアナ・ヘスの民主主義教育論における『熟議』の位置づけと意義-アダムズ高校『模擬議会』の実践を事例として-」『東京大学大学院教育学研究科紀要』 (60), pp. 515-526.

## メキシコからの越境児童と国境を越える教員研修

市川 桂(東京海洋大学)

#### 1. 本研究の目的

本研究は、アメリカとメキシコの国境地帯の教員を取り巻く状況を明らかにすることを目的としている。そして、国境地域で必要と考えられる教員の資格やスキルを身に付けるための教員研修(以下、in-service training を指す現職研修と呼ぶ)について、現地調査を通じて明らかにする。これらの目的を達成するために、①国境地域における教員の資格やスキル、研修制度に関する先行研究をレビューすること、②フィールドワークで得られた結果を分析・整理し、この地域の教員に求められる資質・能力を抽出すること、③上記の結果をもとに、国境地域の教員を支援する研修制度やプログラムの有無や状況を調査し、④教員の資格とスキルの開発を取り巻く状況を総括すること、の4つの方法で研究を進めてきた。

## 2. 先行研究の検討

国境地域の教員のスキルについて、関連する先行研究ではどのように記述されているかを見てみると、越境する子どもは自文化が受け入れられ、長所が肯定されるような環境で学ぶことが求められており、教員はこれに対応できなければなければならないという(McLaren, 1994; Nieto, 1996; Reyes and Garza, 2005)。さらに、Cline と Necochea は、国境地域の教員について、多元的な言語を志向していることや、継続的に専門性を開発していることなどが求められることを明らかにしている(Cline and Necochea, 2004)。一方で、国境地域の教員がどのような研修制度を通じてこういったスキルを磨いているのかについては、研究の蓄積がまだ少ない。

## 3. メキシコ側での調査

#### (1) 国境地域特有の状況は「ない」?

2019 年 8 月に 2 つの小学校で実施した校長および教頭へのインタビューに基づくと、国境地域であるからといって特別な資格が必要なわけではないことがわかった。これは、アメリカ側(カリフォルニア州)の教員のほとんどがバイリンガル教育の免許を持っていることと対照的である。ティフアナ市教育局義務教育課の担当者にもインタビューを行い、教員免許や教職センターにおける現職研修について、この地域に特有の状況はないということを確認した。

## (2) 現職研修を受けるための教員の越境

前項では国境地域特有の状況が見当たらなかった一方で、メキシコの教員へのインタビューでは、アメリカから帰国した子どもに対する教育が課題となっていることが明らかになった。現地調査時はトランプ政権であったせいか、アメリカへの越境通学をやめた子どもを含め、アメリカからメキシコの学校へと子どもが移動していた。英語の方が得意な子どもにアカデミックなスペイン語でどのように教えていくか、現場の教員は頭を悩ませていた。こうした状況に対応するための現職研修がメキシコ側では実施されていないこともあり、アメリカで実施されている現職研修にメキシコ政府からの援助を受けて参加している教員に話を

聞けたことが大きな収穫であった。今後、越境する現職研修について、さらに調査を進めていく予定である。

## 4. アメリカ側での調査

#### (1) 充実した校内研修

アメリカで 2020 年2月に調査した学校では、在校生(越境児童を含む)の 70%以上が English Learners(EL、英語学習者)で、英語だけの授業についていくことが困難である。 英語力の低い子どもたちが多いにもかかわらず、教員は授業でスペイン語を一切使わず、英語だけで教えていた。これは他の学年や他のクラスでも同様であった。さらに、どの授業においても、教員は授業の構成や教材を工夫して、個に応じた授業を行う能力が求められていた。この学校では、校内研修を専門に行うスタッフが配置されており、経験が浅い若手教員の養成と援助を行っている。専門スタッフは長年この学校で子どもを教えてきた教員である。そのため、子どもを取り巻く環境や学校の内情に精通しており、現実的な指導を行うことが可能になっている。教員に校外で研修を受けさせる時間と費用を節約できる、という利点もあるという。

## (2) 郡教育局で提供している現職研修の機会

サンディエゴ郡教育局が実施している現職研修についても調査を行ったところ、その週の 月曜日から土曜日までの6日間で99もの研修プログラムが実施されていた。1対1のメン タリング・プログラムや、100名以上が参加する講義など、対象人数や形式は多岐にわたる。 調査を実施した2019年8月は新年度前の休み期間中ということもあって、研修を受ける教 員が非常に多いとのことだった。そして、少なくとも年に1~2回程度はメキシコから組織 的に(個人レベルではなく)教員が研修を受けに来ていることがわかり、アメリカおよびメ キシコの双方で、国境を越えた現職研修について確認することができた。

#### おわりに

今回、2019~2020年にアメリカとメキシコの国境地域で実施した調査について、現職研修に焦点をあてて検討を行ってきた。メキシコでは、国境地域特有の状況に対応するスキルを身に付けるために、個人レベルで研修を受けるために越境する教員がいることがわかった。アメリカの郡教育局における調査では、組織的に毎年メキシコから研修を受けに来る教員グループを把握していたが、メキシコでの調査ではこの件について言及されることはなかった。今後コロナウイルスの感染が収束に向かえば、すぐに現地調査を行い、国境を越えて研修を受ける教員についての研究をさらに進めていきたいと考えている。

- Cline, Z. and Necochea, J. (2006) "Teacher Dispositions for Effective Education in the Borderlands." *The Educational Forum*, Volume 70, Spring 2006, pp.268-282.
- McLaren, P. (1994) "Multiculturalism and the Post-Modern Critique: Toward a pedagogy of resistance and transformation." In *Between Borders: Pedagogy and the politics of cultural studies*, H. A. Giroux and P. McLaren. (eds.) Routledge, pp.192-222.
- Nieto, S. (1996) Affirming Diversity: The sociopolitical context of multicultural education, 2nd ed. Longman.
- Reyes, M., and E. Garza. (2005) "Teachers on the Border: In their own words." *Journal of Latinos and Education* 4(3), pp.153-170.

## アメリカの公立学校における国旗掲揚儀式の起源と機能転換

宮本健市郎 (関西学院大学)

## はじめに

自由を至上価値とするアメリカ合衆国において、公立学校で国旗が掲揚され、すべての子どもが国旗への忠誠宣言を、事実上、強要されているのはなぜであろうか。本日の報告は、公立学校での国旗掲揚、国旗と国家への忠誠宣言の普及を推進した運動(国旗掲揚運動と表記する)に焦点を当てて、運動の起源と展開をみていく。そして国旗掲揚儀式と国旗忠誠宣言が公教育の多様性(ダイバーシティ)にどのような影響を与えたかを考察する。

アメリカ合衆国は、南北戦争を経て市民権法と憲法修正 14 条を制定し、多様性を前提に した国家統合を成し遂げた。統合のシンボルとして重要な機能をもったのが国旗であった。 南北戦争以前にはいろいろな形の国旗があったが、20世紀のはじめに現在の形に定まった。 1890 年代に公立学校での国旗掲揚儀式が普及し、1910 年代には国旗への忠誠宣言を拒否す る人々を公立学校から排除する傾向が現れた。つまり、統合と自由と正義の象徴であった国 旗が、20 世紀初頭には特定の人々を学校教育から排除する機能をもつようになったのであ る。

本報告の具体的な課題は二つである。ひとつは、南北戦争後に高まった公教育における愛国心の教育が、国旗掲揚運動と結びついた経緯を明らかにすること、もうひとつは、国旗掲揚運動のなかで、公教育の多様性が保障されたかを検証することである。

## 第1章 南北戦争の遺産:愛国心のシンボルとしての国旗

戦場において国旗は不可欠である。それは、戦闘における旗印であるだけでなく、国家のために命を捨てた無名戦士を讃えるためにも使われる。アメリカ国旗は、南北戦争の中で普及し、戦後には国家統合の印となり、アメリカ人としての意識を形成する道具になった。

しかしながら、学校に国旗を掲げる習慣は 1880 年代以前にはなかった。南北戦争の一時期に校舎に国旗を掲げることが流行したし、独立 100 年を祝う式典で公共の建物に国旗を掲げようとする運動はあったが、長くは続かなかった。1880 年代末には学校に国旗を掲げることはほとんどなくなっていた。公立学校の校舎や教室に国旗を掲揚している図は見つけることが難しいし、その時代の教科書にも国旗はほとんど出てこない。国旗と教育のつながりは強くはなかったのである。

1880年ころの教育者が関心をもっていたのは、愛国心を形成することの重要性であった。 1889年に南部のテネシー州で開催されたNEAの全国大会では、愛国心の形成が主要テーマ のひとつだったが、報告者は「波のように多く、海のようにひとつ」と語り掛け、アメリカ の多様のなかでの団結を呼びかけた。ニューヨーク市をみると、ボルチ大佐(NY 市会計監査) が活躍した。彼は増えつつあった新しい移民に対して、アメリカへの愛国心を教え込むこと の重要性を強調した。彼は教員向けに『愛国心を教える方法』(1890)を刊行し、そのなかで 国旗を利用することを提案した。だが、愛国心の形成が直ちに国旗崇拝につながっていたわ けではない。

## 第2章 国旗掲揚運動のはじまり

## 1. 退役軍人会の活動:愛国心と国旗の結合

愛国心教育を国旗掲揚運動とつなげるのに最も貢献したのは、米国陸海軍人会(G. A. R.)であった。G. A. R. およびその関連団体(W. R. C., S. A. R., D. A. R. など)は、国旗を公立学校に寄贈した。その際、寄贈の式典を公立学校で開催し、子どもの愛国心を掻き立てる儀式や講演を行った。教育委員会は、積極的に国旗掲揚儀式の普及に協力したわけではないが、地元の軍人会等団体の強い働きかけを拒否することはできなかった。

## 2. 子どもと国旗:子どもが大人を教育する

退役軍人が学校での国旗掲揚を強く働きかけたとき、子どもは国旗をどのように受け止めたか。児童向けの自伝的小説『レベッカの青春』(1907刊)と『大草原の小さな家』(1935刊)、そして、子供向けの雑誌『若者の友』をみてみる。二つの小説は、子どもがどれほど国旗を崇拝していたかを詳細に描き、子どもが大人に国旗の大切さを教えていた。『若者の友』は「公立学校に掲揚された国旗がもつ愛国的影響」という題目で子どもの作文コンテストを実施したり、自前の国旗を掲げている学校に挿絵付き記念版を無料で配布したりして、子どもの間に国旗崇拝の心情を掻き立てた。

子どもおよび学校のなかで、子どもが積極的に国旗崇拝に熱心になったことが、国旗掲揚 運動が全国的な高まりにつながっていく基礎になったとみることができる。

## 3. コロンブス記念日式典の二面性:多様性の保障と統合の追求

コロンブスのアメリカ「発見」400年を記念して、1892年10月に、全国各地で記念式典が開催された。また、同時にシカゴ万博が開幕した。式典の公式プログラムはベラミー(『子どもの友』の編集者)が作成し、ハリソン大統領が全国一斉に実施するように宣言を出した。その中に、ベラミーが作成した国旗忠誠宣言が入っていた。

コロンビア記念式典には、カトリック系学校も参加しており、イタリア国旗やスペイン国 旗が掲げられたところもあった。式典にはコスモポリタンな性格があり、多様なものの統合 という側面があった。だが、同時に、大統領の宣言が出され、どの学校でも国旗忠誠宣言さ れるようになったことからわかるように、全国共通の儀式でもあった。そのことは、多様な 人々の一部が、統合から排除される可能性を含んでいた。

## 第3章 国旗掲揚運動の高まりと多様性の否定

- 1. 国旗敬意法と国旗記念日の制定
- 2. 国旗崇拝儀式への批判
- 3. 国旗忠誠宣言の拒否事件

## おわりに

## ◇ 自由研究発表 2 10月23日(土)10:00~12:30

## https://sophia-ac-jp.zoom.us/j/93304424157 ミーティング ID: 933 0442 4157

パスコード: session2

【司会】安藤輝次(前関西大学)・黒田友紀(日本大学)

- $\cdot 10:00 \sim 10:05$ 開会
- $\cdot 10:05 \sim 10:30$ カリキュラム研究と自己陶冶: William Pinar の Study 概念の形成 に着目して 竹村直記(ブリティッシュコロンビア大学)
- · 10:55~11:20 批判的思考と思考力カリキュラム

浅沼 茂(立正大学)

- · 10:30~10:55 学校拠点型保健センター(SBHC)による児童生徒の行動改善とコロナ禍における学校保健の動向 帖佐尚人 (鹿児島国際大学)
- ·11:20~11:45 カリフォルニア州におけるチャータースクールの規制強化とコミュニティ・インパクト調査 佐々木司(山口大学)
- · 11:45~12:30 全体討議・総括

## アメリカにおけるカリキュラム研究と自己陶冶

## William Pinar の Study 概念の形成に着目して

竹村直記(ブリティッシュ・コロンビア大学)

## 研究の目的と対象

本研究の目的は、近年のアメリカのカリキュラム研究における自己陶冶概念の受容の意義を明らかにすることである。本発表では、William Pinar(ウイリアム・パイナー)の Study の概念の形成に着目する。

## アメリカのカリキュラム研究における自己陶冶の概念

アメリカにおいて、自己陶冶の概念は、かつてヘルバルト主義の受容を通して議論されていた。しかし、近年のカリキュラム研究史において、自己陶冶の概念は関心を集めていない。1992年に出版された Philip Jackson(フィリップ・ジャクソン) が編集した『Handbook of Research on Curriculum』の索引に Bildung 及びその代表的な翻訳語である Self-formationの語は登場しない。また、2008年に出版された Michael Connelly (マイケル・コネリー)を中心に編纂された『The SAGA handbook of curriculum and instruction』の索引においても両者の項目はない。

アメリカのカリキュラム研究において、自己陶冶の概念は主要なテーマとはならなかった。それは、アメリカのカリキュラム研究においては、自己陶冶に当たる内容は欠けていると言うことだろうか?フィンランドの教育研究者 Tero Autio(テロ・アウティオ)(2014)は、カリキュラム研究の支配的な言説として、アングローアメリカン系統とヨーロッパースカンディナビアン系統を分けて、両者の特徴を論じている。アウティオは、アングローアメリカンの系統においては、カリキュラムの道具性が重視されており、自己陶冶は関心を持たれてこなかった。しかし、そのような傾向を批判し、また対抗する運動において、自己陶冶に代わる内容が議論されてきたと言う。その運動として、アウティオは、カリキュラムの再概念化に着目している。アングローアメリカン系統においても、自己陶冶に当たる内容の議論は、欠けていたのではなく、Currere論として独自の発展を遂げてきているとする。

以下で検討するパイナーの自己陶冶概念の研究は、このアウティオの見解を踏まえて、自身のカリキュラム研究をアングローアメリカン系統とヨーロッパースカンディナビアン系統の両者の文脈に改めて位置付けなおそうとしたものである。1995年に出版されたパイナーと彼の学生達が執筆した大部になる教科書『Understanding Curriculum』において、索引にBildungの用語は登場してない。管見の限り同署でBildungが言及されている箇所はわずか二箇所である。初めの箇所は、各国におけるカリキュラム研究を概観する項目にある。ドイツのカリキュラム研究の重要概念として紹介されている。次に、James Whitson(ジェームズ・ウィットソン)の業績をまとめている箇所で言及されている。ウィットソンは、教育の目的をBildungに置き、それが可能な社会的条件を研究したとされている。一方 Self-formationは7つの箇所で論じられている。自己陶冶への関心はありながらも、カリキュラムの再概念化の運動で、カリキュラムと自己陶冶の概念の関係は直接論じられてはこなかったのである。

## パイナーによる自己陶冶概念の研究

本発表では、以下の二つの著作を中心に、パイナーによる自己陶冶概念の研究を検討する。 ョーロッパ-スカンディナビアン系統との関係に関して、パイナーは 2011 年の著書『The character of curriculum studies』で、Currere 論をドイツ教育学における Bildung を概念 史と比較している。パイナーは、Currere はフンボルトからナチスへと至ったドイツにおけ る自己陶冶の概念史に内在する問題を乗り越えていると自負している。また、自分自身の Curere 論と Wolfgang Klafki (ヴォルフガング・クラフキ) による現代ドイツの自己陶冶概念 の更新の試みを比較している。パイナーは共通点を挙げながらも、個人性と普遍性の関係付 けのあり方に相違点を見出している。一方、パイナーは、アングロ-アメリカン系統におい ては、Currere 論とは別に、Study と言う新たな概念を再発見し、それをカリキュラム研究 に位置付けようとしている。パイナーは 2005 年『Journal of Curriculum and Pedagogy』 誌上で「The problem with curriculum and pedagogy」を発表している。パイナーは、Study の概念のアメリカにおけるルーツを Robert McClintock(ロバート・マクリントック)の論文 を分析している。同論文でマクリントックは、モンテーニュをはじめとしてヨーロッパにお ける Self-education(自己学習)の伝統を検討し、自己学習と Self-formation (自己陶冶) の関係を議論している。また、パイナーはこの論文において、教えることではなく、また教 えられたことと、学んだことの関係を捉える概念でもないと、Study 概念に否定的に定義を 与えている。そして、自己陶冶における自己学習の重要性を強調している。

## アメリカのカリキュラム研究における自己陶冶概念の受容の意義

アメリカにおけるカリキュラム研究と自己陶冶の概念の関係を、パイナーの業績を検討することを通して検討してきた。アメリカのカリキュラム研究では、カリキュラムと自己陶冶はそれぞれ別々の対象を研究する分野として考えられてきた。そして、自己陶冶に準ずる内容は主要な研究テーマではないと考えられてきた。パイナーの研究は、新たにカリキュラムと自己陶冶の関係性を探究するものである。その研究の意義は、道具性を追求するカリキュラム研究のオルタナティブを示すことである。具体的には、自己学習を中心とした教育の理解が模索されている。

#### 主要参考文献

Autio, T. (2014). The Internationalization of Curriculum Research. In W. F. Pinar (Ed.), *International Handbook of Curriculum Research* (pp. 29-43). Routledge. https://doi.org/10.4324/9780203831694-7

McClintock, R. (1971). Toward a place for study in a world of instruction. *Teachers College Record*, 73(2), 161-204.

Pinar, W. F. (2005). The problem with curriculum and pedagogy. *Journal of curriculum and pedagogy*, 2(1), 67-82. https://doi.org/10.1080/15505170.2005.10411529

Pinar, W. F. (2011). The character of curriculum studies: Bildung, Currere, and the recurring question of the subject. Palgrave Macmillan. <a href="https://doi.org/10.1057/9781137015839">https://doi.org/10.1057/9781137015839</a>

## 批判的思考と思考力カリキュラム

浅沼 茂 (立正大学)

批判的思考(critical thinking)は、デューイなどにより、進歩主義教育の中心的な目標に据えられてきた。しかし、その内容についての議論は錯綜している。本研究では、これらの議論を整理し、何がその実現を阻んでいるのか、中心の問題を探究する。

米国では、リチャード・ポウルのような批判的思考のグループが、独自の手引を作り、そのハウツーを実践的に普及させている。ポウルの「批判的思考」は、思考の内容について、わかりやすく提示している。情意的ストラテジーでは、「自立した思考」「自己中心性・社会中心性への自覚」「公平な態度と相互性への洞察」「感情的な思考態度の自覚」「判断の保留」という項目が並べられている。これは、日本語としては、冷静に感情的にならずに相手の立場を尊重し、判断を急がない、いうような表現になるのだろうか。マクロなレベルでの認知的ストラテジーは、「単純化のしすぎを回避」し、「観念を新たな場面に応用」し、「個人の視野を広げる」ということである。日本語に直すと、視野を広げるとでもなろうか。ここにおいて、判断や主張の妥当性に関わる基準が示される。情報の価値に関わる評価がポイントである。次の基準は、明文化された議論を評価するという内容である。次の基準は、「対話」によって、自己の思考を対象化し、明確化するということである。ここにおいて、「可能な推論」とは、これまでの対話的で相互てきな判断保留から、結論を導き出す、という段階に至る。

このポウルの批判的思考を「概念型思考」というより精緻な指導案作りへとマニュアル化したのが、リン・エリックソンである。エリックソンは、国際バカロレアの「知の理論」の授業の指導的な位置にあるひとりである。エリックソンによれば、例えば、「世界を変えた指導者たち、平等のための闘争」では、マザー・テレサやネルソン・マンデラが教科書に取りあげられるが、ただ、彼らは偉い、というだけでなく、「平等から行動へ」という一般化された概念を「思考」へとつなげるか、ということで、問いを立てるよう指導する。

その問いとは、例えば、次のようなものである。

「指導者は平等についてどのような信念をもっていたか。(事実) 指導者は平等のための闘争においてどのような行動をとったか。(事実)」「信念はどのような行動につながるのか。(概念) 指導者の誕生において、彼らの行動はどのような役割を果たすか。(概念)」「もし私が変化を起こす指導者になったとしたら、その信念に基づきどのような行動をとることができるか。(議論)」(エリックソン、116頁)

このように事実、概念、議論というカテゴリーによって、探究の枠組みを構造化することによって、思考の枠組みのルーブリック化を図ることを目指している。エリックソンは、それを「帰納法」的な思考として、考えている。

また、リン・エリックソンのような概念型カリキュラムのグループが、行動目標化し、ルーブリック化を図っている。カルフォルニアやニューヨークでは、コミュニケーション・アーツというような名前で、大学の教養課程で、8単位以上必修化されている。いずれも、日本では見られない勉強である。日本では、アクティブ・ラーニングというような言葉が広がっても、肝心の批判的思考力は、欠落している場合が多い。教育文化の交流において、このような変容は、避けられないのだろうか。

批判的思考は、反省的思考と同意とされる。関勉の 60 年ほど前のデューイの「反省的思考」に関わる論考は、いまだに、デューイの「思考」に関する議論を忠実に訳したものとしてその価値を失っていない。

「この反省的経験を特色づける反省的思考は、デューイが思考の意味を厳密に規定した二つの定義 ①思考は、したがって探究の目的にとって、ものそのものなかにある真の関係、即ち暗示するものと暗示されたものとの関係を基盤として、暗示されたものに対する確 信を引き起すような方法において、現前の事実が他の事実(あるいは真理)を暗示す る作用として定義される。 ②要するに、思考は与件と観念との二つの連続的評価である。 に的確に核心を衝いて、あるいは最も凝集した形で表現せられている。」(関勤、34頁)

「与件と観念との二つの連続的評価である」とは、言い換えれば、立ち止まって問題を見つめ、仮説を構成し、事実によって検証するという過程を永続的に繰り返すことに他ならない。ここで重要なことは、「仮説の構成」と「事実の検証」とは、何かということにある。 C. S. パースにおいては、この過程は「アブダクション」(仮説的推論)として、帰納でもない、演繹でもない、仮説を構成する思考の中核として、行きつ戻りつの思考過程として捉えられている。

アメリカでは、この思考過程は「与件から観念」へという帰納法的な実験の積み重ねの思考過程として、理解されることが多い。しかし、発見的なひらめきを必要とする思考過程もある。科学哲学者のカール・ヘンペルは、1840年代のウイーンの医師であったゼンメルバイスの「消毒」の発見に例をとり、その思考過程を「創造的想像力」と名付けている。

J.ブルーナーの「発見学習」論は有名であるが、残念ながら、日本においては、彼のその 理論の部分は、「系統学習」論にすり替えられ、やはり、知識の積み重ねのアルゴリズム的 なルーブリックのようなものになってしまっている。

思考過程については、なぜこのような仮説の構成とか、事実の検証というような「考える」プロセスについてのステップと手続きについての理論がありながら、科学的発見の「飛躍」の部分についての説明は、少ないのであろうか。トーマス・クーンの「パラダイム・シフト」は、日常用語となってはいても、それが、実際のカリキュラム教材作りとなると「シフト」の部分についてのドラマやストーリーは消え、説明はなくなる。

「思考力のカリキュラム」は、帰納と演繹ばかりでなく、この飛躍の過程をより重視し、 その生まれる過程には何があるのか、そして、具体例を追究するものである。

## 学校拠点型保健センター(SBHC)による児童生徒の行動改善と コロナ禍における学校保健の動向

帖佐尚人 (鹿児島国際大学)

#### はじめに―コロナ禍のアメリカの教育課題と学校保健の重要性

新型コロナウイルス(COVID-19)の感染者数・死者数ともに世界最悪となっているアメリカにおいて、その最初の感染者が報告されたのは 2020 年 1 月 21 日であるが、その後急速に感染拡大が進み、同年 3 月 13 日にはトランプ大統領(当時)が国家非常事態宣言を発出する事態となった。そのような中で、学校も閉鎖を余儀なくされ、遅くとも 3 月下旬までにはほぼ全ての州で、学校年度末までの州法に基づく閉鎖(state ordered closure)が決定されるか、または閉鎖が推奨されている。教育専門誌 Education Week によれば、こうした学校閉鎖の影響は、全米 12 万 4 千校の公立・私立学校の、少なくとも 5,510 万人の児童生徒に及んだ1。

その後、2021 年 8 月下旬~9 月中旬に開始される 2021-2022 学校年度においては、バイデン政権下でのワクチン接種の加速を受けて、多くの州で完全な対面授業の再開が模索されているが、一方でここに至るまでの学校閉鎖や遠隔授業への切り替えに伴う弊害も、既に多数報告されているところである。例えば、先に挙げた Education Week リサーチセンターの調査では、2020 年 3 月の学校閉鎖以降、児童生徒のみならず教師のやる気(morale)に著しい低下が見られることが明らかになっている $^2$ 。 具体的には、2020 年 3 月 25 日の段階では児童生徒の 61%、教師の 56%がコロナ禍以前よりもやる気が低下していると回答しており、更に同年 4 月 8 日には、その割合は児童生徒 76%、教師 66%と増加しているのである。その結果、同調査では、遠隔授業に際して 21%の児童生徒が無断欠席(ログインしない、連絡を取らないなど)をしていることが報告されている。とりわけ、貧困層の児童生徒を多く有する学校ではそうした怠学率が高く、3 人に 1 人が無断欠席であった。

また、2020-2021 学校年度も遠隔授業を継続したヴァージニア州フェアファックスでは、2020 年 9 月 8 日から 10 月 30 日の第 1 四半期において、少なくとも 2 つの科目で F(不合格) 判定を受けた公立中学生が、前年同期の 4.6 倍に当たる 2,488 人に上った $^3$ 。人種別ではヒスパニックの生徒の増加が著しく(5.3 倍)、また障害を有する生徒(5.5 倍)や低所得層の生徒(4.3 倍)の増加も顕著であった。同様に、ミネソタ州セントポールでも、2020-2021 学校年度第 1 四半期における公立中学生の学業不振が前年同期比で 2.5 倍となったことが報告されている  $^4$ 。またテキサス州ヒューストンでも、中高生の半数近くが少なくとも 1 つ以上の F 判定を受けている $^5$ 。特に、貧困率の高いオルダイン学区では、高校  $1\sim3$  年生の半数近くが 2 つ以上  $1\sim3$  日本の半数近くが  $1\sim3$  年生の半数近くが  $1\sim3$  日本の半数近くが  $1\sim3$  日本の半数近く  $1\sim3$  日本の半数位は  $1\sim3$ 

このようにコロナ禍においては、とりわけ貧困層の児童生徒の学業面や行動面にリスクが生じやすく、貧困層の児童生徒とそれ以外の児童生徒との間の教育格差が拡大・強化される可能性が極めて高いと考えられる。また、M.レヴィンソン(Meira Levinson)が指摘するように、アメリカは福祉国家型の支援の枠組みを持たない国であるがゆえに、社会的に弱い立場にある子ども・保護者のニーズは他の先進国に比べても多様かつ深刻であり、その結果として学校(特に公立学校)は、単に学業面の保障のみならず「食料提供、予防接種、諸福祉サービス、看護、コンドーム、歯科・眼科検診、理学療法、作業療法などの様々なサービスを提供している」6という現状がある。それゆえにアメリカでは、コロナ禍における貧困層の子ども達の、学業面もさることながらそれ以外の福祉的・保健医療的支援をどう維持・強化していくかが重要な課題になっていると言える。

こうした中で、その役割の重要性が再認識・再評価されているのが学校保健である。実際、 学校保健の伝統的担い手としてのスクールナースについて言えば、コロナ禍を受けてその求 められる役割が①学校閉鎖中の健康相談や遠隔によるケア、②ウイルスについての最新情報 の収集と提供、③学校再開後の校内感染症対策の立案と運用、④感染が疑われる児童生徒の スクリーニング等々とかつてないほど高まっていることから、例えばニューヨーク市では 2020-2021 学校年度以降、スクールナースの全公立学校への配置が進められているところで ある。ただし、スクールナースは全米レベルで見れば、必ずしもすべての学校に配置されて いる訳ではなく、また常勤でスクールナースが配置されている学校は都市部(urban)に集中す る傾向にあり、都市部と地方(rural)での格差が顕著であることも指摘されている7。このよう にアメリカでは、財政基盤の脆弱な地域では十分なスクールナースの確保が困難であり、保 健的・医療的ニーズの高い貧困層の児童生徒を多く抱える学校ほどスクールナースの配置が 不十分な傾向にあるという課題が、従来から存在する。そしてこの課題に対応する形で、と りわけ 1990 年代以降発展してきたのが学校拠点型保健センター(school-based health center, SBHC)である。この SBHC は、学校敷地内またはその近隣に居を構える保健医療施 設であり、貧困層の児童生徒を主要なターゲットとして、無料もしくは格安でサービス提供 を行っており、アメリカ疾病予防管理センター(Centers for Disease Control and Prevention's, CDC)のタスクフォースも、「教育と健康成果の改善に有効であるという十分 な証拠に基づいて、低所得層のコミュニティにおける学校拠点型保健センターの導入と維 持」8を強く推奨しているところである。その意味で、コロナ禍において SBHC の担う役割 は極めて重要であり、本発表で特に焦点を当てて取り上げることとしたい。

具体的には、まず(1)この SBHC が児童生徒の行動改善、つまり怠学や出席不振、薬物乱用、若年妊娠出産といった行動保健上の諸問題の改善にいかに寄与し得るのかについて、上記の CDC タスクフォースによる大規模システマティックレビュー(2016)から考察する。その上で、コロナ禍における学校保健の動向として、(2)SBHC の遠隔医療(telehealth)の拡充を始めとした新たな取り組みを概観するとともに、最後に SBHC と直接関係する訳ではないものの、(3)昨今、公衆衛生及び公衆衛生倫理上の重要な論点となっている、子どもへのコロナワクチン接種義務化9を巡る議論についても、若干の分析を試みたい。

- <sup>1</sup> Education Week, "Map: Coronavirus and School Closures in 2019-2020", 2020(https://www.edweek.org/leadership/map-coronavirus-and-school-closures-in-2019-2020/2020/03)
- <sup>2</sup> Holly Kurtz, "National Survey Tracks Impact of Coronavirus on Schools: 10 Key Findings", 2020(https://www.edweek.org/ew/articles/2020/04/10/national-survey-tracks-impact-of-coronavirus-on.html)
- <sup>3</sup> The Fairfax County Public Schools, "Study of Teaching and Learning during the Covid-19 Pandemic", 2020(https://go.boarddocs.com/vsba/fairfax/Board.nsf/files/BVUTU96ED53B/)
- <sup>4</sup> Becky Z. Dernbach, "St. Paul Public Schools Data show the Devastating Effect of Pandemic and Distance Learning on Students of Color", 2020(https://sahanjournal.com/education/st-paul-minneapolis-distance-learning-failing-grades-students-of-color/)
- <sup>5</sup> Jacob Carpenter, "Houston-area Schools See Surge in Failing Students as COVID Wreaks Havoc on Grades", 2020(https://www.houstonchronicle.com/news/houston-texas/education/artic le/houston-schools-fail-grades-surge-class-15743142.php)
- <sup>6</sup> Meira Levinson, "Educational Ethics During a Pandemic", in *COVID-19 White paper 17:* Edmond J. Safra Center for Ethics at Harvard University, 2020, p.10
- <sup>7</sup> Mary M Ramos, Lynne Fullerton, Robert Sapien, Cynthia Greenberg, Judith Bauer- Creegan, "Rural-urban Disparities in School Nursing: Implications for Continuing Education and Rural School Health", in *The Journal of Rural Health*, 30(3), 2014, pp.265-274
- <sup>8</sup> Community Preventive Services Task Force, "School-Based Health Centers to Promote Health Equity: Recommendation of the Community Preventive Services Task Force", in *American Journal of Preventive Medicine*, 51(1), 2016, pp.127-128
- 9 一例として、2021年8月、カリフォルニア州ロサンゼルス郡のカルバー市統合学区は、公立学校 に通う12歳以上の全ての生徒に対して、コロナワクチン接種を義務付ける方針を打ち出している。

## カリフォルニア州におけるチャータースクールの規制強化と コミュニティ・インパクト調査

佐々木 司(山口大学)

## 本発表の意図と背景

チャータースクール(以下、**CS**)とは「特認学校」と訳されることもある米国の公立学校であり、学区や州などから特別に認可され、公的資金を得ながら初等中等教育を提供する学校ないし制度である。これにより学校教育という行政サービスにおける「公共調達」が可能になったわけだが、この数年は規制強化の動きが各州で見られる。

とりわけカリフォルニア州(以下、加州)のそれは顕著である。**2019**年に法改正され、翌**2020**年施行の規制強化は、次の5点に集約できる。

- ①審査期間の伸長とコミュニティ・インパクト調査の義務化
- ②州教育委員会からの認可権限の除去
- ③認可を受けた学区ないしカウンティの外に CS を設置することの不許可
- ④非通学型 CS 新設の一時停止
- ⑤CS 教員に対する教員免許状所持の義務化

本発表では①を取りあげ、事例紹介をしたのちに考察を加える。従来 CS の設置は、加州では申請を受け付けてから 60 日をかけて実施されていたが、その審査期間が 90 日に伸長された。認可権限をもつ学区は、設置の申請書が提出された日から 60 日以内(従来は 30 日以内)に公聴会を開き、90 日以内(同 60 日以内)に可否投票を行うことになった。申請者と認可者の双方が合意すれば、さらに 30 日延長し、計 120 日かけて審議することも可能である。

CS の申請書には盛り込まなければならない必須項目がある(目指す生徒像、提供する教育内容、学習成果の測定方法、学校管理運営組織、教職員の雇用方針など)が、今次改正により、CS によって学区コミュニティが財政上の不利益を被ることはない、学区がすでに提供しているのと同種の教育プログラムを CS が提供し生徒を一般公立学校から奪うことはないという論証がそこに加わった。これが「コミュニティ・インパクト調査」である。 CS がいかなる影響を学区や学区内の既存公立学校に与えるのかを(つまり悪影響を与えるものではないことを)、学区や州の公的データを用いて説明しなければならず、その説明を申請書のなかでしておくことが必要になった。調査それ自体は学区側も行うのだが、基本となるいわば一次調査は CS 申請者側が行わなければならない。 CS がコミュニティに対して財政上の不利益を与える、生徒を奪うものであると学区が判断すれば、 CS は認可されない。 CS 開設後に財政面でマイナスの影響が出た場合、学区はそのマイナス分を十分に引き受けることができるかどうか。今次改正では、許可を出す際にこの確認も求められた。マイナス分を引き受ける自信がない学区は、承認しない選択ができるわけである。

コミュニティ・インパクト調査に何を盛り込み、どのような説明を求めるのか、その詳細

は各学区に委ねられている。加えて、CS が影響を与える「コミュニティ」の範囲も大きな意味をもつ。コミュニティ・インパクト調査に多大な影響を与え、CS の可否判断を左右しかねない。州法規定では、CS が設置される場所から一定程度近い範囲内を意味する合理的近接性(reasonable proximity)の範囲内でコミュニティを定めるという表現になっており、その具体的な設定も学区が行う。

## 事例紹介と考察

発表者はコミュニティの範囲や調査内容が具体的にはどのように設定されるのかに興味をもって調査を進めている。ロサンジェルス市統合学区を対象としたものは別途発表しているので、本発表では、別の学区を対象に行いたい。

例えば、あるカウンティは **CS** 設置申請者向けに「チェックリスト」を作成し、申請書類に記述しておくべきことを示し(下記はその一部)、学区はそれが根拠資料に基づく妥当なものであるかどうかを、十分、可、不十分の3段階で評価することを提案している。

- ·CS が開講した場合に見込まれる生徒数
- ・学区からサービスやサポートを購入する予定の有無
- ・オーバーサイト(監視業務)のための手続き、方法、費用等の記述
- ・年ごとのレビュー、訪問調査の時期、内容、評価基準等の記述
- ・教育活動、予算管理に関する自己点検・評価、報告方法等の記述
- 契約更新に関する時期、内容、評価基準等の記述
- ・学区に購入依頼するものに関する契約ないし覚え書
- ・管理運営形態の記述

また、ある都市学区は、CS を設置しようとするコミュニティに対し「ハンドブック」を作成し、申請者側がこれまでそのコミュニティとどのような関わりをもってきたかを記述することを求めている。他に、申請者側の組織がすでに CS を抱えており、その CS が新規開設予定の CS に生徒を送る学校(feeder school)になるのかどうかも記述させようとしている。

「公共調達」は本来行政がやるべきサービスを、民間を導入して行うものであり、行政側にもメリットがある。それを文字通り厳格に処遇するとしたら、学区側も不都合 (CS が参入できなくなり、結局はニーズがある非伝統的な教育プログラムを学区行政が独自に提供せざるを得なくなるなど)が生じることが予測され、そこに政治的な駆け引きが展開される可能性がある。

本研究は、逆説的ではあるが、「規制強化」は規制の「弱化」を内包するがゆえに受容され浸透するのではないかという研究仮説の下に計画・実施している。行政による「規制強化」が表面的には管理、監視を謳いながら、CS 側の「受容」を意識してある程度弱まるというゲーム性を伴って規制は進むのではないか。本発表は、この研究仮説の妥当性を検証していく作業のひとつである。

## ◇ 公開シンポジウム ◇

2021年10月23日(土) 13:30-16:20

## 「学校教育と民主主義」再考: アメリカ合衆国の思想家による理論研究の現代的意義

https://sophia-ac-jp.zoom.us/j/98485893390

ミーティングID: 984 8589 3390 パスコード: symposium

## 趣旨:

2021年1月6日、アメリカ合衆国でジョー・バイデンの大統領選出に反対するドナルド・トランプ大統領(当時)の支持者が連邦議会議事堂に侵入して暴徒化したという、負の意味でまさに歴史的な事件は世界中に衝撃を与え、私たちは期せずして民主主義の危機を象徴する出来事を目撃することになった。戦後の日本で勝田守一や重松鷹泰らの尽力により、戦前の全体主義的な教育勅語体制を支えた教科「修身」を中心とする道徳教育にかわって、主にヴァージニア州のカリキュラムを手本としながら「民主主義の道徳」に向けた教育をめざして、つまり、民主主義社会にふさわしい市民性の涵養を期して新設されたのが「社会科」という新教科だったという事実を思い起こせば、日本の学校教育は、この民主主義という理念によってアメリカ合衆国の学校教育と直接的に地続きであると言うこともできる。とすれば、アメリカ合衆国の教育学に学んできた本学会にとって、学校教育における、あるいは学校教育を通じた民主主義の実現という課題に関して改めて議論する機会を設けることに一定の積極的意義を見出すことは十分に可能だろう。

さらに、今大会のオンライン開催という選択を強いたこのパンデミック下において、もう1つ見過ごせない事件の報道が年度末に飛び込んできた。3月16日、ジョージア州アトランタ周辺のマッサージ店3カ所で、発砲が相次ぎ8人が殺害され、死者の多くはアジア系女性だったのである。その背景には、COVID-19の発端が中国にあったことをもって、アジア系住民が感染を拡大させたとする人種差別的意識が、くわえて、そこに女性差別が折り重なる複合差別が存在していたと言えよう。たしかに、翌17日には、早くも首都ワシントンで反対デモが繰り広げられ、19日には、アトランタを訪問したバイデン大統領が、このヘイトクライムに対する明確な非難声明を発表したところには、多様な人々を尊重する民主主義国家を自認するこの国の矜持を看守することは可能であろう。しかし、トランプ前大統領以降深刻化した差別動向は、上述の民主主義の危機という問題と切り離して考えることはできそうにない。

こうした状況で、この危機を克服するための具体的な処方箋や運動論・実践論に直接踏み込んだ議論を試みることにも、当然ながら大いに意義はあるだろう。しかし、他方で、一旦立ち止まって、やや抽象度が高くとも一定の理論的考察に基づいて、こうした危機の捉え方を深めることも同様に重要性を有するのではないだろうか。むろん、それはアクチュアリティを欠く空中戦を甘受することを意味しない。そこで展開される理論研究の現代における社会的意義の明確化を意識し、理論・思想研究の専門外にも開かれた議論を目指すことは不可能ではないと思われる。

そこで、本公開シンポジウムでは、本学会でそうした理論・思想に造詣が深い研究者に、「学校教育における/を通じた民主主義の実現」という課題に、それぞれの理論研究がどのような学問的・社会的意義を有するのか、という問いへの一定の回答を、教育哲学を専門としない学会員にもわかりやすく伝える報告を通して示して頂くよう依頼した。取り上げられる思想家は、順にベル・フックス(bell hooks)、エイミー・ガットマン(Amy Gutmann)、マーサ・ヌスバウム(Martha C. Nussbaum)である。

## シンポジスト:

- 1. 虎岩朋加(敬和学園大学):批判意識を育てることの意義とその困難 ベル・フックスの教育をめぐる理論と民主主義
- 2. 鵜海未祐子(駿河台大学): 民主教育論と熟議民主主義論の意義 —エイミー・ガットマンによる教育の政治理論を中心に—
- 3. 馬上美知(成蹊大学):公的感情の涵養と批判的思考力の育成-人間の弱さを前提とした民主的社会のための教育-

コーディネーター・司会:澤田 稔(上智大学)・松下晴彦(名古屋大学)

## 批判意識を育てることの意義とその困難 ベル・フックスの教育をめぐる理論と民主主義

虎岩 朋加(愛知東邦大学)

Teaching to transgress: Education as a practice of freedom (1994) の出版から約20 年後、The New School で行われた公開イベント Teaching to Transgress Today: Theory and Practice In and Outside the Classroom の中で、ベル・フックスは「深い悲しみを感じています。20 年前にその本の中で指摘したことのほとんどが、現実においてはさらに深刻になり、悪化したからです。本の中で述べたことが何を意味するのか、この本は何を意味するのか、批判意識 (critical consciousness)に向かって誰を教育してきたのだろうかと、ある種の深い絶望を感じるのを禁じ得ません」と述べている。

Teaching to transgress の副題にもある通り、ベル・フックスは、教育を自由の実践として捉えてきた。その内容は簡潔に言えば、「批判意識」を育てる教育である。

知識の受動的な吸収は、生徒たちを一定の社会化に導く。私たちの社会は、すでに一定の権力関係を基盤にして複雑に築き上げられている(ベル・フックスは白人至上主義、人種差別主義、性差別主義、階級差別主義、植民地主義、帝国主義を挙げている)から、それらの基盤を問うことのない知識の受動的な吸収という教育を通して、その社会の中で受け入れられ、ふさわしいものとして機能する一定の振る舞いや考え方や感じ方を、生徒たちは内面化していく。これらの基盤の根本には、力関係に基づく「支配」がある。その内面化は、内部から人を抑圧し、搾取するものともなるし、また、他者を抑圧し搾取することにも帰結する。すなわち、これらの基盤に基づく教育とは、支配の関係性の再生産に貢献するとベル・フックスは議論する。

自由の実践としての教育で行われる「批判意識」の育ちは、これらの基盤が前提とする「支配」がどのように「私」自身の中で働いているのか、「私」が築く人との関係にその「支配」はどのように影響を及ぼしているのか、その結果、これらの基盤の再生産に自分はどのように貢献しているのかに気付くことを意味する。教師の側にとっては、例えば、特定の種類の教材の選択やカリキュラムの計画が、どのように支配関係の再生産に貢献しているのか気付くことを意味する。その上で、願わくば、それらの気付きが、再生産のあり方に変容を加えること、その結果、長い目で見て、私たちそれぞれが支配の関係から解放されること、それが、自由の実践としての教育のゴールであり、また、民主主義一誰もが抑圧されず搾取されない社会――の実現でもある。

このように自由の実践の教育とは、極めて「政治的」である。1994年に「政治的に中立な教育などない」とフックスは指摘した。そして、現在、教育の政治性について気付かない者などいないほどに、教育は政治が左右する場所となった。しかし、その政治性は決してベル・フックスが望むような方向性ではない。教育の場において、ベル・フックスの論じるような「批判意識」は、排除の対象である。ベル・フックスの論じるような「批判」は、「私たち」に悪影響を及ぼすものなのである。本発表では、「批判意識」の教育の意義とその困難を、フックスの議論に沿って考えていきたい。

## 民主教育論と熟議民主主義論の意義 --エイミー・ガットマンによる教育の政治理論を中心に--

鵜海 未祐子 (駿河台大学)

本報告では、「学校教育における/通じた民主主義の実現」という課題に、アメリカの政治哲学者であるエイミー・ガットマン(Amy Gutmann)の民主教育論と熟議民主主義論が、どのような社会的・学問的意義を有するのかという観点から応答することとしたい。はたしてガットマンは、人びとの無意識・意識的な想定や行為による、いかなる社会的な不正義を問題視して、どのような民主教育論を展開してきているのだろうか。

教育学においても国際的に参照されるガットマンの著した Democratic Education は、1987年に初版、1999年に改訂新版(邦訳 2004年)が、時代的ニーズの移り変わりや社会的反応に即して補充・刊行されてきている。2018年には、教育学術誌である Theory and Research in Education に掲載された、同書刊行 30周年を記念するインタビューにおいて、ガットマンは Democratic Education の位置づけを次のように振り返っている。「Democratic Education は、急速に成長する木の幹のようなものでした。その木の枝には、社会(Democracy and Disagreement, デニス・トンプソン(Dennis Thompson)との共著)だけでなく、私たちの人格(Identity in Democracy)に関する多元的な性質、それから民主主義における人種的アイデンティティの役割(Color Conscious,アンソニー・アッピア(K. Anthony Appiah)との共著)の探究が含まれます。ごく最近では、その木は生命倫理学の領域で多くの成長する枝をつけています…」(Sardoc 2018: 246)。

ここからは、ガットマンの民主教育論が、社会の原理・実態である民主主義の諸問題や可能性とパラレルに語られる以上に、その生命線を今もなお現在進行形で担っていることがわかる。民主教育論は、既存の民主主義が、原理的・実態的に、人種的・民族的・性的・能力的差別や宗教的不寛容といった社会の不正義に加担してきた現状に注意を払い、代わりに民主主義の熟議化および熟議的主体の育成を介した問題改善の道筋を試論している。

なかでもガットマンが一貫して探究してきているのは、教育を統治(governance)と同定したジョン・ロック(John Locke)に倣いながら、国民一人ひとりが主権を担う、価値多元的な民主主義社会において、どのような「教育的統治=民主教育」による自己統治の実現が正統化できるのか、といった問題である。「もっとも擁護できる民主教育の構想は、その目的と方法の両面において民主的である。民主教育の目的は、主体的な自己統治能力を備え、社会統治を共有できる民主的市民を育てることである。教育的統治の方法は、両親、専門職、公的権威のあいだで複雑な均衡をとり、社会の成人メンバーすべての基本的自由を支持する代表民主主義の政治的理想とも一貫する組み合わせをとる」(Gutmann 1993: 1)。

こうした教育権限の民主的配分という発想には、多数派支配を克服して価値対立の慎重な調整を図るなかで、子どもや大人の自己統治が平等に実現されうるといった熟議民主主義理論のベクトルが前提されている。ガットマンによれば、価値調整の典型例である「個人的自由 (individual freedom) と市民的徳 (civic virtue) との調整」は、「道徳的不一致の節約 (economy of moral disagreement)」をめざすなかで、「理に適った道徳的不一致 (reasonable moral

disagreement)」や「望ましい妥協 (desirable compromise)」など熟議民主主義の回路を通じて探究されるという。道徳的不一致の調整を考慮する観点から、民主教育の理想は、非現実的な集合的自己決定でも、価値自由な中立性でもなく、「意識的な社会的再生産(conscious social reproduction)」に置かれる。「意識的な社会的再生産」の理想は、合理的な選択能力を保障する非抑圧 (nonrepression)と、教育機会から排除されない非差別(nondiscrimination)と、「理に適った道徳的不一致」を探究する相互尊重(mutual respect)による民主的熟議(democratic deliberation)といった3つの原理からなる。

先のインタビューでガットマンは民主教育論の現代的なポテンシャルを再強調している。「要するに、教育の民主的目標は、リベラル民主社会において人々に、自由に生きて生産的に取り組むのに必要なものを準備しようとすることです。世界中にあるもっとも安定した民主的国家においてさえ、部族主義への傾向、鋭く二極化した党派、市民的志向からの後退、排外主義、そして人種主義、反ユダヤ主義、反イスラムのレトリックといったように、きわめて重大な市民的・政治的なシフトを目の当たりにしています。ここにきて私たちは教育の民主的目標の重要性をよくよく再認識します。それにまた、教育の価値をより多くの人々に対して現実的なものにする、つまりより使い勝手を良くする方法に始まり、これらの目標を実現するための効果的な方法の全範囲を探究する必要はかつてよりも差し迫っています」(Sardoc 2018: 247)。こうしたガットマンによる社会的不正義の現状把握は、民主教育論の再要請と洗練が引き続き要請されることを示唆している。

本報告では、ガットマンによる民主教育論の社会的意義として、ひとつに民主主義社会の 熟議的な度合いが、政治的局面のみならず日常的局面における自己統治・決定の質を左右す ると同時に、その逆も然り。熟議的な主体の教育度が、無意識的な社会的(不正義)再生産 の克服、すなわち「意識的な社会的再生産」につながるといったように、かつてジョン・デューイ(John Dewey)が論じた「民主主義と教育」の相互連関を、時代的ニーズに応じて具 体的かつ発展的に継承した点に捉えたい。

加えて、ガットマンによる民主教育論の学問的意義として、ふたつの方法論的文脈を取り上げることにしたい。ひとつは、彼女の議論過程で多用される諸原理や、理想の非理想理論性に注目して、硬直した原理的思考とも純然たる哲学的思考とも異なる、プラグマティズムの要素を含んだ民主教育論の方法論的な価値を示唆する。もうひとつは、民主教育論と即応する熟議民主主義論が、リベラリズム、コミュニタリアニズム、リバタリアニズム等、特定の政治的価値に基礎づけられる政治哲学の一次理論ではなく、むしろ種々の一次理論を比較調整する二次理論の位置に立つ方法論的な意義について検討する。

## 引用文献

Gutmann, Amy. 1993. "Democracy & Democratic Education." *Studies in Philosophy and Education*12: 1-9.

Sardoc, Mitja. 2018. "Democratic Education at 30: An Interview with Dr. Amy Gutmann." *Theory and Research in Education* 16(2): 244-252.

※その他の参照・引用文献は報告資料に記載いたします。

## 公的感情の涵養と批判的思考力の育成 -人間の弱さを前提とした民主的社会のための教育-

馬上 美知(成蹊大学)

人間の尊厳を共通の理念とし、自由に幸福追求することが保障された社会であるための教育の役割について、M.C ヌスバウム(以下ヌスバウム)は、対話や議論の能力と作法だけではなく、理念を支える感情の育成も必要だとする。彼女のこの教育観は、人間理解とそれに基づいて提案されている目指すべき社会の在り方と密接に関連している。

#### I. 人間観

ヌスバウムは、すべての人間はその人間性ゆえに、平等な尊敬や尊重を受けるに値すると 考える。この時、ヌスバウムにおける「人間性」すなわち「人間らしさ」とは、例えば高度 な道徳的能力といった、人間以外の動物と人間とを区別するような人間の特質のみではな く、死や病にさらされ、睡眠や栄養なくしてはまともに考えることが難しかったり、運や他 者など自身ではコントロールしきれないことが自身の幸福や生に重要な意味を持っていた りするなど、身体の動物性や生きる上での相互依存性、無力さといった弱さもまた「人間ら しさ」としての人間の特質と見なす。

#### Ⅱ. 社会観

では、そのような人間だれもが、生きたいと思える人生を選び追求していくことができるような社会とは、「人間らしい生」を構成している中心的要素が最低限保障された社会だと考える。何をもって「人間らしい生」の中心的構成要素とするのかというと、ヌスバウムは、例えば、「正常な長さの人生を最後まで全うできること」や、「適切な栄養を摂取でき、適切な住居に住めること」など、これなくして人間らしい生とは見なせないものと考えている。そしてそれを保障するとは、否応なく飢えることはあってはならないが、宗教的修行のために絶食することを当人が望むのであれば、栄養摂取を強制されることはなく、保障対象となる人間らしい生の構成要素を、あくまで本人の意思と選択によって実質的に選べる状況にあることを意味する。また「人間らしい生」の具体的有り様や必要と考えられる充足の程度は、時代や地域によって異なるものであると考えられることから決して一様に決定できるものではなく、それぞれで探究し続けることを求める。

#### Ⅲ. 教育観

以上のような人間観と社会観に基づき、ヌスバウムが教育の役割と考えていることは、公的感情の涵養と批判的思考力の育成である。

#### ①公的感情の涵養

ヌスバウムは、国家の目標や制度、地理、共通の公共空間の住人等を対象とする感情を公的感情とし、政治的な理想は、それぞれ固有の感情に支えられているとする。そして民主的な社会は「平等な敬意と寛容をもたらす感情を育み、これらの規範に反する感情を抑制」し、「共感と愛の感情を育むことによって、分裂と階層化を防ぐ必要」があるとし、中でも「共苦 (compassion:他の人間や生き物たちの深刻な苦しみに対するつらい感情)」を重視する。「共苦」しえる存在となるには、様々な物語を通じて、他人の身になり、世界を彼らの目

から捉え、想像力を通じて彼らの苦しみをまざまざと感じることを学ぶ必要があると同時 に、「嫌悪感」「恐怖」「妬み」「恥」に対抗する必要があるとする。

自身の動物性とそれ故の死の運命への深い不安からくる「嫌悪感」は、自己愛と結びついて動物性の特徴(悪臭等)を他者に投影して不浄な存在とすることで自身の不安をコントロールし、社会的ヒエラルヒーを生み出す源となっている。そこで、社会規範や法律だけではなく、分断や蔑みの対象となった者の視点を人間化し、尊厳を与えるような物語や人間の弱さを遊び心をもって認める詩などの芸術から、共感の精神の育成と全能感の放棄が必要となる。

「恐怖」は、強い不安が続く限り自分と自分の周辺以外のことを考えることが難しくなり、 他人のためになることが背景に消えてしまう。自分自身が何を恐れ、すべての人から遠ざけ るべきものはなにかを考えることが必要となる。

「妬み (envy)」は、幸運なライバルに対する何らかの敵意が含まれ、社会の目標達成を妨げる。思春期の子ども達が集う一般的な高校は、将来への不安と様々な面での順位付けの中にあり、妬みの釜状態になっている。ヨガやピラテスなど、非競争的なフィットネス活動や演劇などの創造的芸術、社会奉仕など、自分自身について前向きな気分になるような建設的な選択肢を示すことや、共通の運命を感じ取ること、共通の課題を持つ運命共同体の一員として互いを認識するなど、市民の友情のための戦略が必要となる。

「恥」とは、人は誰でも他人に隠そうとする弱点を持っており、その弱点が明らかになったときに生じる痛みを伴う感情であり、人間の無力さに対するほぼ普遍的な反応となる。社会の支配的グループは自身を「普通」とし、マイノリティを「恥」とすることで、自身の社会的恥となるようなものを隠し、恥となるものを持つことに対する不安を、他人に恥を与えることで解消しようとしている。そこでは法律が重要となり、全ての市民の権利と特権を平等に定義し、その平等性を強制することにエネルギーを注ぐとき、恥の悪質な影響は弱められるが、同時に、制御や統制をしきること、完璧さを目指さないこと、自らの将来性や可能性をふつうの人間以上のものとみなさいことが重要となる。

#### ②批判的思考力の育成

共苦はしかし、原理原則を無視するような行動へ結びつくことがあり、常に原則や一般的な道徳的規範との対話の中にあるべきで、かつ活発な批判的文化によって偏ったものにならないようにする必要がある。ヌスバウムは、自身の思考に責任を持ち、互いに理性を尊重する雰囲気のなかで他者と考えをやりとりすること、異論を歓迎し、自身と相手の双方を互いに吟味検証する中で、共有された前提や意見が交わる点が明らかになるような、結論の共有を可能とするような議論を、民主的な社会の維持と活性化にとって不可欠なものとしている。

こうしたヌスバウムの教育観は、例えば、気持ちがざわついて授業に集中できない生徒が自身の身体と向き合い折り合うための部屋や、異論に開かれた雰囲気作りの意義、できない状況を打破するための激励と同時に感じる、人間としての不完全さへの共苦や、合唱コンクールで身体を通じて共に響き合うその一瞬の必要性等、教育活動を民主的市民の育成という観点から振り返る際の視点となり得るのではないだろうか。

## ◇ 総会 ◇

2021年10月23日(土) 16:30-17:15

https://sophia-ac-jp.zoom.us/j/93783943383 ミーティングID: 937 8394 3383 パスコード: gnrlmtng

\*

# ◇情報交換会◇

2021年10月23日(土) 17:30-18:30

https://sophia-ac-jp.zoom.us/j/96910712649 ミーティング ID: 969 1071 2649 パスコード: post-cnfrc

- オンラインでの開催となります。
- 入退室自由とさせていただきます。
- 各自、お好みの飲み物などご用意いただきまして、お気軽にご参加ください。
- 本大会全般に関する感想の交換、その他、研究課題の共有や会心相互の親睦のためにご利用 いただければ幸いです。

## アメリカ教育学会第33回大会発表要旨

2021年9月30日発行 発行者 アメリカ教育学会第33回大会準備委員会 委員長 澤田 稔(上智大学) 〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7-1